

地下鐵道 <small>（但シ開鑿式ニシテ 上表部ヲ一般交通 ノ用ニ供セザルモ ノヲ除ク）</small> 建設工事	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二二四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路工事	四六	二二
道路鋪裝工事	一八	二〇
工作物ノ破壞工事	一	四五
建築工事	一八	二〇
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土 造家屋建築工事	二七	三八
鐵骨家屋建築工事	二〇	三五
家屋附帶設備工事	六	一二
機械器具ノ組立又ハ据付 工事	二二	六五
橋梁工事	五二	三二
其ノ他ノ工事	三五	二九

〔参照〕

昭和六年十一月二日内務省告示第二百六十六號ハ本號  
ト同伴ナリ

總力戰研究所の創立

時局下緊急の要望に則應して其の創立を待望されて  
ゐた總力戰研究所は昭和十五年九月三十日勅令を以て  
其の官制その他の公布を見た。之を掲ぐれば以下の如  
くである。

總力戰研究所官制

（昭和十五年九月二十日  
勅令第六百四十八號）

- 第一條 總力戰研究所ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ國  
家總力戰ニ關スル基本的調査研究及官吏其ノ他ノ者  
ノ國家總力戰ニ關スル教育訓練ヲ掌ル
- 第二條 總力戰研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 所長 勅任
- 所員 專任十一人 奏任内三人ヲ勅任ト  
助手 專任 五人 判任  
書記 專任 三人 判任
- 第三條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ  
統理ス
- 第四條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル
- 第五條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス
- 第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第七條 總力戰研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム  
參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及  
學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令中改正

（昭和十五年九月三十日  
勅令第六百四十九號）

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス  
第八條中「對滿事務局次長」ノ次ニ「總力戰研究所長」  
ヲ、「内閣情報部情報官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ加フ  
第十四條中「興亞院電信官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ  
加フ

別表第一表内閣ノ部中興亞院調査官ノ項ノ次ニ左ノ如  
ク加フ

總力戰研 究所長	同上
總力戰研 究所員	

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ  
所員ニ專任セラレタル者ノ分限規定

（昭和十五年九月三十日  
勅令第六百五十號）

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ所員ニ專  
任セラレタル者ハ現役トス  
前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸  
海軍ノ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國土計畫設定要綱の發表及地方計畫

要綱

昭和十五年八月一日政府發表の基本國策要綱中に明  
示された「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とす  
る國土開發計畫の確立」に就いては爾來企畫院を中心  
として研究を重ねられてゐたが、九月二十四日「國土計  
畫設定要綱」として正式に閣議決定を見るに到つた。  
獨伊、北米、ソ聯等の列強を中心に世界各地の廣域  
ブロック化を見ようとしてゐる現下の世界情勢に則應  
し、日滿支を中心とし南洋をも含む東亞諸國を一丸と

せる一大共榮圏を完成せんが爲には日滿支を通ずる國防國家態勢の強化は何よりも緊要事で國土計畫の目標も亦こゝにあるは云ふ迄もない。産業と人口の配分計畫を中心とし國土の綜合的利用開發保全を圖らんが爲の諸般の方針は茲に確立を見たわけで、閣議決定の「國土計畫設定要綱」並に之に關する企畫院總裁談を掲ぐれば次の如くである。

### 國土計畫設定要綱

#### 第一、國土計畫設定の趣旨

肇國の理想に基き、時勢の進運に對處して新東亞建設の聖業を完遂する爲には、東亞諸邦を對象とする綜合的經營計畫を樹立し、之を基準として國力の飛躍的増強を圖るの要緊切なるものあり

即ち日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を圖るを目標として國土計畫の制を定め、地域的には滿支をも含め、時間的には國家百年の將來をも稽へ、産業、交通、文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關聯に於て綜合的に合理的に構成し、以て國土の綜合的保全利用開發の計畫を樹立し、一貫せる指導方針の下に時局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとす

#### 第二、計畫の種別並運用

##### 一、日滿支計畫

日滿支三國を通ずる國土の綜合的利用開發の計畫にしてその各國を以て各單位地域とし、之に對する人と施設との合理的配分方針を策定するものとす

日滿支計畫は關係各國の行ふ國土計畫の事業策

定の基準たるべきものにして、皇國に關しては中央計畫策定の基準たるものとす

##### 二、中央計畫

中央計畫は内外地全般を對象とする計畫にして、日滿支計畫を基準として策定を圖るものとす。内外地各地方の特性を發揮せしめ國家的見地よりする國土の綜合的利用開發の計畫を樹立するものとす

中央計畫は各廳所管行政の基準となりて運用せらるべく、内地に於ける各單位地域別地方計畫及外地に於ける開發計畫策定の基準となるの外各廳所管の事業として直接實施せらるべきものとす

#### 第三、策定要領

一、國土計畫に關する調査、研究、立案は本計畫設定の趣旨に鑑み國家の綜合國防力の増強を圖るの見地より常に發展的に統一的に之を行ふものとす

二、計畫立案は一定の目標時期を定め、日、滿支、南洋を含む東亞共榮圏の確立を圖るを目標として之を企畫するものとす

三、計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫との有機的關聯に於て産業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす

四、經濟に關する計畫に付ては東亞共榮圏内に於ける資源の開發、保全、涵養に依る必要物資の確保とその適正なる交流配分を圖り、併せて國際經濟に於ける優位の獲得に努むるを以て目的とす

五、人口に關する計畫に付ては人口の量的増強と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て

目的とす

六、基礎調査は各廳の調査を統合し、民間の協力を得て内外に互る關係資料の整備を圖るものとす

#### 第四、主要策定事項

- 一、日滿支經濟配分計畫
- 二、工業配分計畫
- イ、重化學工業の業種別配分計畫
- ロ、輕工業の業種別配分計畫
- ハ、工業地帯配分計畫
- ニ、鑛産資源開發計畫
- 三、農林畜水産業配分計畫
- イ、農業計畫
- ロ、林野計畫
- ハ、水産計畫
- 四、綜合的交通計畫
- イ、内外地交通通信整備計畫
- ロ、東亞交通通信整備計畫
- 五、綜合的動力計畫(燃料を含む)
- 六、綜合的治山治水及利水計畫
- 七、綜合的人口配分計畫
- イ、都市配置に關する計畫
- ロ、職能別人口配分計畫
- ハ、地域別人口配分計畫
- ニ、綜合的移民計畫
- 八、文化厚生施設の配分計畫
- 九、單位地域別計畫の基本方針
- 第五、事務の機構並其運用
- 一、國土計畫は内閣總理大臣の主管とし、その事務は企畫院をして掌らしむ

二、内閣に官制に依る國土計畫委員會を設置し、國土計畫の策定並運用に關する諮問機關たらしむること

三、各廳は國土計畫の策定に參畫し、その所管に從ひ、計畫の内容たる事項の調査、計畫實施を掌る内閣總理大臣は各廳の行ふ事業に付國土計畫の運用上必要な統轄を行ふことを得るものとする

地方計畫に付ても内閣に於て之を統制す

四、各廳に設置せられある各種會議、調査會、委員會等は必要に應じ國土計畫委員會と密接なる連絡を保持すべきものとし、之が連絡の方法に付ては別途考慮するものとする

五、日滿支計畫に關する滿支兩國との連絡は各關係所管廳を通じて之を行ふ

六、中央計畫の外地に於ける實施は一般的に各外地官廳の所管とし拓務省(關東州に付ては對滿事務局)之を統制す

國土計畫の設定に付て

(星野企畫院總裁談話要旨)

日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立を圖ることに付ては既に現内閣の基本國策として之を取上げ、爾來企畫院を中心として之が計畫策定の方式に關する研究を重ね來つた次第であるが、今回國土計畫設定要綱として閣議決定を見るに至つた。

今や世界の歴史的轉換期に當り、皇國を中心とし日滿支三國の聯携を樞軸とする大東亞共榮圈の形成を圖

ることは時勢の要務となつたのであるが、之が爲には産業經濟に就ても交通の方面に於ても日滿支を通ずる綜合的な科學的な計畫を樹立し之を基準として總ての施策を進めなければならない。こゝに國土計畫を必要とする第一の理由がある。

驟つて一面最近に於ける生産力擴充の進展に伴ふ急激な工場を増設其の他の原因による大都市の無際限な膨脹、新興工業都市の簇生は國民の保健、衛生、防空、交通等種々の方面に多くの問題を發生せしめつつあり、農村に付ては農耕地が潰されたり山林が荒廢に導かれるといふ様なこの儘に放任するを許さない問題の發生を見るに至つた。勿論都市の分散配置の問題、工業の地方化の問題、農業生産の計畫化の問題等夫々部分的には研究もされ亦著々と實施にも移されてをるところであるが、夫々の計畫の間の有機的綜合を圖るべき適切な綜合的計畫の缺けてをることが之等の總ての計畫の實行力を弱めてをる實情である。これ等の問題に答へ時局下諸般の政策に對して統一した目標を與へようとする所に國土計畫を必要とする第二の理由がある。

國土計畫は斯様な時勢の要求に應じて策定しようとするものであるが、計畫の方式は一に日滿支三國を通ずる高度の國防國家態勢の強化を圖るといふ點に計畫の最高目標を置き、之を中心として産業、交通、文化等の諸般の施設の配分計畫及人口の理想的分布計畫を綜合的に考へて國土の綜合的な保全利用開發の計畫を樹立せんとするものである。尤も國土の利用開發といふても唯功利的な氣持で國土を利用するといふのではなく飽くまで國土愛の精神から出發し國土を完成して

ゆくといふ心構へを以て總べての計畫を策定してゆかねばならないことは勿論である。

計畫の種類は自ら日滿支三國を通ずる計畫と皇國の領域に關する計畫との二つに大別されることとなるが之等の計畫を行ふためには内地に於ける人口の包容限度とか、食糧自給の限界とかいふ極めて基本的な問題にまで入つて研究を遂げねばならぬし、亦、工業地帯の配分造成の問題とか、これと動力給源、用水、勞働力、各種交通施設との關聯とかいふ具體的な問題にまで計畫を進めねばならない。

國土計畫の仕事は今後計畫を進めるに從つて極めて廣汎多岐に互ることとなるものと思はれるが之に就いては滿支兩國の協力に依り、また廣く民間の智識と經驗と高邁なる識見とによる協力を得て立派な計畫を作らうと努力したいと考へてをる。

尙、右國土計畫の實施に則應して行はれる地方計畫についても内務省計畫局に於て其の立案を急いでゐるが、全國を北海道、東北、關東、東海、北陸、近畿、中國、四國、九州の九地區に分割し、各地域毎に適切な産業分布及び之に伴ふ聚落配置、電力燃料等の供給その他諸般の交通計畫を實施せんとするもので、更に都市膨脹の規制、綠地地域の設定等にも及んでゐる。昭和十五年九月末現在の地方計畫制度要綱(試案)を掲ぐれば次の如くである。

#### 地方計畫制度要綱

(昭和十五年九月末現在内務省計畫局試案)

我國近時に於ける交通經濟の顯著なる發達は工業の

急激なる發展集中、大都市の無統制なる膨脹、人口及各種施設の偏在を招來し國防、經濟、人口、社會等の見地より憂慮すべき現象を露呈しつつある現狀に鑑み國土計畫に則應し各地方の合理的發展を圖り以て國土の綜合的利用開發を期する爲各單位地域に於ける産業、聚落及重要施設の配分に關する地域綜合計畫を樹立すること

### 一、地方計畫區域

全國を數地方に區劃し地方計畫區域を形成すること

### 二、地方計畫機關

(一) 地方計畫は地方計畫委員會の意見を徴し内務大臣之を決定し内閣の認可を受くべきこと

(二) 地方計畫に關する重要事項を調査審議する爲地方計畫委員會を置くこと

(三) 地方計畫に關する専門の事項を調査する爲委員會に専門委員を置くこと

### 三、地方計畫主要計畫事項

#### (一) 經濟圈計畫

イ、原料及供給計畫

ロ、製品市場圈計畫

ハ、労働市場圈計畫

#### (二) 生活圈計畫

イ、消費圈計畫

ロ、通勤圏及勞力供給圏計畫

ハ、文化厚生圈計畫

#### (三) 産業分布計畫

イ、工業立地計畫

ロ、鑛業立地計畫

ハ、農業立地計畫

ニ、牧畜業立地計畫

ホ、林業立地計畫

ヘ、漁業立地計畫

#### (四) 聚落配置計畫

イ、大都市疎開計畫

ロ、地方都市開發計畫

ハ、定住地計畫

ニ、文化厚生施設計畫

#### (五) 地域制計畫

##### (六) 供給計畫

イ、電力計畫

ロ、燃料計畫

ハ、用排水計畫

##### (七) 交通計畫

イ、道路計畫

ロ、鐵道計畫

ハ、バス計畫

ニ、港灣及水路計畫

ホ、航空港計畫

ヘ、通信計畫

### 四、地域制

地方計畫區域内に於て左の地域を設定することを  
得ること

#### (一) 規制地域

都市膨脹規制の爲地域内に於ける工場其の他の施設の設置を禁止又は制限する地域

#### (二) 緑地地域

緑地保持の爲建築物の建築を禁止又は制限する

### 地域

#### (三) 農林地域

農業、林業其の他の原始産業の利便を害する虞ある用途に土地を供することを得ざる地域

#### (四) 開發地域

土地開發を圖る爲左の方法を講ずる地域

イ、國庫は毎年豫算を以て定むる金額の範圍内に於て其の開發に必要な施設に要する費用又は之が助成に要する費用を補助することを得ること

ロ、地方長官必要と認むるときは土地價格の制限を爲し得ることとし必要な道府縣に土地價格審査會を置くこと

ハ、工業用地若は一團地の建築用地の造成事業又は開發地域の開發に必要な工業にして内務大臣の認定を受けたる事業に必要な土地は之を收用又は使用することを得ること

### 五、土地用途の統制

地域制の地域外の土地にして一定面積以上のものは内務大臣の許可を受くるに非ざれば之を工場其の他の施設の用途に供することを不得ること

### 六、地方計畫の事業の實施

地方計畫として決定せられたる事業は一般の行政廳に於て之を實施すること

### 七、地方計畫に關する調査

行政廳は關係者に對し資料の提出を命じ又は關係ある場所に立入り検査を爲し得ること

### 八、費用負擔

地方計畫に要する費用は國庫負擔とすること